

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2024年度）

住 所 静岡市葵区宮前町28番地  
事業者名 しずてつジャストライン株式会社  
代表者名 取締役社長 田中 尚弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ツーステップの既存車両	車両のノンステップ化の促進	ノンステップバスを17両購入

## ② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両設備の点検	スロープ等の車両設備について必要な役務の提供が行えるように定められた手順に則って定期的に点検を実施。	全車両、3か月ごとの点検時に実施。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用方法の周知	乗車方法についてウェブサイトなどを通じて周知を行うと共に検索システムや主要バス停での情報提供の充実を図る。(継続取組み事項)	HPへの情報発信を実施(継続取組)

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両における情報提供の拡充	車両の車外入り口付近にアイコンを表示し、車両毎に車両の仕様情報を提供。	既存車両、新規導入車両に対応済

## ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客研修の実施	乗務員に対して、高齢者・障害者への声かけ・乗降支援に関する研修(座学・実技)を定期的実施する。	<座学> 年2回全運転士へ実施
障害者当事者が参画する研修の実施	障害者当事者を招いての法令・旅客支援に関する研修を実施する。	<実技> 2024年度5回実施し 48名参加

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両ステッカーの掲出	優先席および車いす使用者のスペース付近にステッカーの貼付を行い周知する	ノンステップ・ワンステップの全車両に掲出済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

利用者から頂いた意見(ウェブサイト・電話)を社内で共有するとともに、多く意見を頂戴した内容について改善するために従業員研修を実施した。

(3) 報告書の公表方法

HPへの掲載

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2025年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数					
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	478	408	313	91	4	0	4	70	56	0	0	14	0	0
年度内 に供用を 開始した 車両数	23	17	17	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0
年度内 に供用を 廃止した 車両数	41	29	24	3	2	0	2	12	5	0	0	7	0	0
年度末車 両数	460	396	306	88	2	0	2	64	57	0	0	7	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。